

○岩手県警察情報提供等の推進に関する要綱の制定について

(平成13年8月21日岩県民第280号警察本部長)

〔沿革〕平成19年3月岩県民第165号改正

各 部 長
各 所 属 長

公安委員会及び警察本部長を実施機関に加えるとする改正の情報公開条例（平成10年岩手県条例第49号）が平成13年10月1日から施行されるところであるが、同条例に基づく開示請求を受けることなく、岩手県警察が保有する情報の積極的な公表又は提供を推進するため、別添のとおり岩手県警察情報提供等の推進に関する要綱を制定したので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

別添

岩手県警察情報提供等の推進に関する要綱

(目的)

第1 この要綱は、岩手県警察（以下「県警察」という。）が保有する情報（以下「警察保有情報」という。）を情報公開条例（平成10年条例第49号。以下「条例」という。）に基づく開示請求を待つことなく、県民にこれを公表し、又は提供するために必要な基本的事項を定め、もって県民の期待と信頼に応える警察行政を推進することを目的とする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報の公表 警察保有情報を公表する責務を課すことにより、県民の利用に供することをいう。
- (2) 情報の提供 警察保有情報を任意に県民の利用に供することをいう。
- (3) 警察本部情報センター 警察本部庁舎内に設置されている情報公開窓口をいう。

(情報の公表)

第3 所属長は、次に掲げる事項に関する警察保有情報について、別に定めるところにより、これを県民に公表するものとする。

- (1) 県警察の長期計画その他の県警察の重要な基本計画
- (2) 県警察の施策を示す訓令及び通達
- (3) 所管法令に基づく処分の基準の具体的モデル
- (4) その他本部長が特に必要と認める事項

2 情報の公表は、前項第1号及び第2号に掲げる事項については情報の発生の都度速やかに、次に掲げる方法のうち効果的なものにより行うものとする。

- (1) 県警察の発行する広報誌への掲載
- (2) 警察本部情報センターにおける供覧
- (3) 印刷物の配布
- (4) インターネットへの掲載
- (5) その他本部長が適当と認めるもの

(情報の提供)

第4 所属長は、次に掲げる事項その他の警察行政に関する警察保有情報の提供に努めるものとする。

- (1) 第3の規定に基づき公表した事項に関し、さらに周知が必要なもの
- (2) 県議会定例会等における本部長発言等県警察の運営方針
- (3) 交通安全、防犯等県民生活の安全と密接な関係があるもの
- (4) 県警察の組織並びに県警察の職員の定数及び給与に関するもの
- (5) 重要な施設整備に関するもの
- (6) 県民の安全意識、防犯実態等に関する調査結果に関するもの

(7) 県警察の保有する統計に関する資料

(8) 県警察の行事に関する事項

2 情報の提供は、第3第2項に規定する方法のうち効果的なものにより行うものとする。

(公表又は提供する情報の充実)

第5 情報の公表及び情報の提供に当たっては、情報の正確性の確保及び内容の充実を図るとともに、県民にわかりやすいものとするよう努めるものとする。

(警察本部情報センターにおける供覧)

第6 所属長は、警察保有情報を警察本部情報センターの窓口で閲覧に供するものとする。

2 警察本部情報センターにおける供覧期間は、原則として、情報の公表又は情報の提供を開始したときから1年とする。

(県民への周知)

第7 県民課長は、この要綱の規定に基づき県民に公表又は提供した情報の一覧表を作成し、当該一覧表を警察本部情報センターにおいて閲覧に供するものとする。

附 則

この要綱は、平成13年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。